

5-3 残留農薬

製品中の残留農薬は食品衛生法：食品，添加物の規格基準、第一食品の部、A食品一般の成分規格5～11の各号に適合していること。ただし総BHC、総DDTおよびドリン系農薬については、食品衛生法の暫定基準に適合する原料を使用した場合にあっても、製品中（「ドライタイプビー飲料」にあつては標準濃度に調製したもの）に0.01ppmを超えて残留してはならない。

- 1) 標準濃度とは、製品の表示の方法に従って調製した場合の値を示す。
- 2) ドリン系農薬は、アルドリン、エンドリン、ディルドリンの総和である。
- 3) 表2の農薬については重要監視項目とする。

表2 重要監視農薬

EPN、クロルピリホス、マラチオン、ジメトエート、カルバリル、ペルメトリン、フェンバレレート、ヘプタクロルエポキサイド、ヘプタクロル、エンドスルファン、イプロジオン、ジコホール、クロルピリホスメチル、クロルフェンビンホス、パラチオン、フェニトロチオン、メチダチオン、パラチオンメチル、ジクロルボス（DDVP）、アセフェート、メタミドホス、エチオン、アルジカルブ、メソミル、シペルメトリン、ピペロニルブトキシド、クロルデン、チアベンダゾール、オメトエート、フェンチオン、エトプロホス、キナルホス
--